

10月号 トピック

観光支援のための税制措置

2025 年 10 月 29 日から 12 月 15 日までの期間、個人納税者は宿泊費およびレストランのサービス料金について、最大 20,000 バーツまで所得税控除を受けることができる。（最初の 10,000 バーツについては、紙の税務領収書または電子税務領収書（e-Tax Invoice）のいずれかで控除が認められ、残りの 10,000 バーツについては電子税務領収書（e-Tax Invoice）でのみ控除が認められる。）

ただし、対象となる宿泊施設には、ホテル、タイ様式のホームステイ、非ホテル型宿泊施設が含まれる。宿泊施設およびレストランの事業者は付加価値税（VAT）に登録されていることが条件である。宿泊施設またはレストランが観光客の少ない地域に所在する場合、支出額の 1.5 倍を上限 30,000 バーツまで控除することができる。その他の地域の場合は、実際の支出額の 1 倍を上限 20,000 バーツまで控除できる。

タイ国内におけるセミナー開催を支援するための税制措置

2025 年 10 月 29 日から 12 月 15 日までの期間、会社または法人組合は、従業員向けにタイ国内でセミナーを開催するための費用を控除することができる。

これには、セミナー会場の賃借料、宿泊費、講師料、研修資料費、交通費、旅行業者が提供するサービスなどの費用が含まれる。

観光客の少ない地域でセミナーを開催する場合には、実際に支出した金額の 2 倍を経費として控除することができる。その他の地域で開催する場合には、実際に支出した金額の 1.5 倍を経費として控除できる。

もしセミナーが、観光客の少ない地域とその他の地域の両方で連続して開催される場合は、発生した地域ごとに費用を区分して控除する必要がある。

どの地域に属する費用か明確に区分できないものについては、実際に支出した金額の 1.5 倍を控除率として適用する。

ホテルの改修および改良を支援するための税制措置

2025 年 10 月 29 日から 2026 年 3 月 31 日までの期間、ホテル事業を営む会社または法人組合は、事業に関連する資産の追加・改造・拡張または改良に係る費用を控除することができます。この資産には、ホテル運営に使用される恒久的な建物、設備、および取り付け家具が含まれます。資産を元の状態に戻すためだけの修繕費用は控除対象に含まれません。しかし、すべての改修工事は 2026 年 3 月 31 日までに完了している必要があります。

費用の第 1 部分は減価償却費として控除することができる。費用の第 2 部分は、減価償却が開始された会計期間から起算して、20 会計期間にわたり毎年均等額で控除しなければならない。

【翻訳：会計士 蘆田】